

相続争いのもと！～その1～ 寄与分って何？

平成 27 年 5 月作成



親の生前には仲が良かったのに相続を機に仲が悪くなってしまった・・・悲しい話ですが、よく聞く話ではないでしょうか？勿論、誰もが自分たちは違うと思っています。しかし誰にでも起こりうることです。では、その原因はどこにあるのでしょうか。今回からは、相続争いになってしまうケースについて、被相続人（父親）、子二人（長男・次男）というモデルケースを用いて考えてみたいと思います。

親は訪問介護等を受けています。長男は親と同居しています。もちろん訪問介護だけではすべての介護を賄える筈はないので長男家族は親の介護をしています。次男は自宅を購入して、親とは別の場所に住んでいます。

さて、相続が発生したときに長男は次男に対して次のような主張をしました。「**私たちは親の介護を長年続けてきた、その分財産を多く相続する権利があるはずだ**」と。

それに対して次男の反論はこうです。

「何を言っているんだ。親と同居して、面倒を見てくれたことには感謝しているが、兄だって親と一緒に生活していて、生活費の面倒だって見てもらっていたら。私は自宅のローンも残っているんだ。**兄は家だって親と一緒に住んでいて家賃すら払っていないじゃないか。むしろ私のほうが多くの財産を相続する権利があるはずだ**」と・・・

皆さんはどう思いますか？自分がそれぞれの立場であれば思わず言ってしまうような話だと思いませんか。では法律的にはどうなっているのか考えてみます。今回は兄の主張についてです。**民法には「寄与分」という規定があります**。これは下記のような事情があった場合にその分を相続に当たって相続財産の分配に際して考慮するというものです。

- ①被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付により**特別の寄与**をした場合
- ②被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について**特別の寄与**をした場合

①は簡単にいうと被相続人の生活費の面倒を見たり（その分相続財産が増加している）、被相続人の事業を手伝ったりして、被相続人の財産を増やしたような場合です。注意したいのは**被相続人の事業を手伝っていても通常の給料をその相続人が受け取っている場合には、被相続人の財産を増やしたことにはならないため、寄与分はないこと**になります。

②は確かに「療養看護」という用語がつかわれているため、今回のケースにも該当するのではないか？と考えてしまいますが、大事なのは後段の「財産の維持又は増加について**特別の寄与**」をした場合ということころです。つまり、寄与分を主張するためにはその介護が財産の維持や増加に**特別の寄与**があったことが必要になります。そのため、現在の法律では、**通常の介護を行うこと自体はこの特別の寄与に当たらない**という判断がほとんどです。この問題を受けて、介護をした者に何らかの相続上の考慮をすべきという議論がされ始めました。今後の法整備には注目したいところです。

介護に関しての寄与分は、相続開始後の話し合いでは感情的になりやすいので、相続の発生前に関係者間の話し合いで決めておくのがいいでしょう。

